

# 国営安積開墾事業と安積疏水開さく事業の実現

## 湖水東注—安積疏水通水以前

安積疏水開さく以前にも、猪苗代湖から水を引こうという人々がいた。明治2年(1869)に、大槻村の名主である相楽半右衛門や須賀川村の商人小林久敬らによる猪苗代湖疏水通水のための測量が行われている。しかし、疏水工事には多額の資金が必要なことや、猪苗代湖の水を利用している会津側との折衝が必要でもあり、実現には至らなかった。

記  
一 去ル巳年牧野金丸殿御取締中奉建  
言候ニ付場処見積指出候様被申付同  
五月中同志之者一同サイキ山江罷越  
分間仕候処凡左之通り  
へ字サイキ山ヨリ湖水低へ  
一 式百拾八間三尺八寸六厘  
へ同所ヨリクル、滝低へ  
一 式百六拾壹間壹分五厘  
へ湖水ヨリクル、滝真低へ  
一 四拾貳間式尺寸三分  
へクル、滝ヨリ湖水迄地平へ  
一 壹里拾五丁三拾壹間五分  
右之通ニ御座候以上  
明治六年一月  
岩代国須賀川  
小林久敬



小林久敬顕彰碑・句碑  
愛宕神社(郡山市愛宕町)の境内に建立された碑。句碑に刻まれた句は、久敬の辞世の句とも、安積疏水完成後に詠んだ句とも言われる。

岩代国安積岩瀬両郡開拓水路見積書(岩代国小林久敬)  
『上書建白書・建白番外留・明治六年～明治七年』国立公文書館蔵  
小林久敬が上申した建白書のうち見積書が現存している。原文中細字の箇所を( )書きとした。

## 国営安積開墾・安積疏水開さく事業の実現

明治9年(1876)12月に、内務省勸業寮の高畑千畝と南一郎平が東北地方の原野調査に派遣された。翌年4月17日付けで南一郎平より復命書が提出された。「対面原外諸原野」は「開墾好適ノ地」であるとの復命を受けて、内務省は「対面原及ヒ附近原野凡四千町歩余ノ地ヲ以テ」開墾着手の地として、内決した。

南一郎平は、明治10年(1877)11月に福島県官の中條政恒らと疏水ルート視察した。疏水ルートは3通りがあったが、意見が分かれ決定はしなかった。

内務卿大久保利通は、明治11年(1878)3月6日付けで、太政大臣三条実美に「一般殖産及華士族授産之儀ニ付伺」を、翌7日付けで「原野開墾之儀ニ付伺」を上申した。この伺書で大久保は、安積郡対面原近傍諸原野が開墾好適の地であり、用水を確保するために猪苗代湖の水を疏通すれば灌漑の見込みが立つとしている。事業資金として起業公債発行が進められた。内務省は、勸農局御用掛の奈良原繁を開墾予定地に派遣し、実地調査を開始した。

明治11年5月14日に、内務卿大久保利通が太政官へ出勤する途中で、不平士族により斬殺された。殖産興業政策を推し進めた大久保の死後、国営安積開墾は全国の士族開墾のモデル事業から規模が縮小されていった。



南一郎平  
大分県の庄屋の生れ。安積疏水掛として奈良原繁と共に桑野村に常駐した。



奈良原繁  
旧薩摩藩士。国営安積疏水開さく事業の責任者として桑野村に常駐した。

一般殖産及華士族授産之儀ニ付伺  
一 一般殖産及華士族授産之儀ニ付伺  
国土固有ノ物産ヲ改良シ、國人恒有ノ産業ニ安シシ、以テ  
国家ノ元氣ヲ養成スルモノノ最急ナルハ、更に  
タラセシメ、夫レ農(耕種)種芸、牧畜及ヒ紡績等ノ難工ヲ総スルハ本邦ノ根基ニ  
シテ、百事之ニ由テ成ル、然ルニ、近來虚薄ノ世弊利ヲ稍  
ニ競争シ、其根本ニ勉メサルヨリ、固有ノ農産漸ク廃タル  
ノ状、果シテ如何一且夫レ華士族ヲ通視セハ、其恒産ヲ有ス  
ル者、実ニ千中ノ二、三ニ及ハス、多クハ徒食放惰ニシテ居  
常鬱屈不平ヲ極ム、福禍ノ陰晦潜應スル、蓋シ之ヲ淵藪ト  
セシ、今ニシテ之ヲ済ハスハ他日国家ノ元氣ヲ害シ、其  
惨毒ノ徴、果シテ如何一此ヲ思ヒ彼ヲ慮ル、甚タ憂慮ニ堪ヘ  
サルナリ、曩ニ緑制改定ノ時、盛意ニ体シテ授産局ヲ省中ニ  
置キ徐次其方法ヲ按スルノ際、国事ノ非常ニ遭遇シ、空ク  
今日ニ在リ、今や海内静定ニ帰シ、士族ハ故套ヲ稍ク  
脱シ、新好位置ヲ占ムルヲ欲シ、民庶ハ浮華ヲ已ニ厭ヒ、着実  
事業ニ服センヲ願フ、福禍其地ヲ転換セシム、今ヲ即チ時  
機トシテ、請フ、能ク此機ヲ愆ラス、授産ノ方ヲ設ケテ  
誘ヒ、開墾ノ法ヲ厚クシテ農事ヲ改良シ、以テ元氣ヲ旺盛  
ナラシメ以テ国力ヲ伸張セラレシム、乃チ其方法ノ大要  
ヲ草シ、謹テ之ヲ上呈ス、但シ其経費ノ概計六百万円(此九分通  
リハ返納ニ係ルモノノタルモノ)巨額ニ就テハ方今國費多端ノ際、稟議ス  
ルニ忍ヒスト雖トモ、他年利害ノ由ル所目下施行ノ如何ニ  
在ルヲ深思慮スルニ、於テハ顧念スルニ違ハラス、敢テ  
之ヲ上呈ス、俯シテ願クハ非常ノ廟議ヲ尽サレ裁可ノ指  
令アラシコトヲ、依テ別紙相添此段相伺候也  
明治十一年三月六日  
内務卿大久保利通  
太政大臣三条実美殿

済世遺言(部分)  
皇政維新以來已ニ一  
十ヶ年ノ星霜ヲ経タリト雖、昨年ニ至ルマテハ兵馬騷擾不肖利通  
内務卿ノ職ヲ辱フスト雖、未タ一モ其務ヲ尽ス能ハス、加之東西奔  
走海外派出等ニテ職務ノ挙ラサルハ恐縮ニ不堪ト雖、時勢不得已  
ナリ、今や事漸ク平ケリ、故ニ此際勉メテ維新ノ盛意ヲ貫徹セン  
ス、之ヲ貫徹センニハ、三十年ヲ期スルノ素志ナリ、仮リニ之ヲ三分  
シ、明治元年ヨリ十年ニ至ルヲ第一期トス、兵事多クシテ則創業時  
間ナリ、十一年ヨリ二十年ニ至ルヲ第二期トス、第二期中ハ尤肝要  
ナル時間ニシテ、内治ヲ整ヒ、民産ヲ殖スルハ此時ニアリ、利通不肖  
ト雖、十分ニ内務ノ職ヲ尽サンコトヲ決心セリ、二十一年ヨリ三十年  
ニ至ルヲ第三期トス、三期ノ守成ハ後進賢者ノ継承脩飾スルヲ待  
ツモノナリ、利通ノ素志、如此故ニ第二期中ノ業ハ深く慎ラ加ヘ、將  
來継ク可キノ基ヲ垂ル、ヲ要ス、湖水疏削、移民開拓并大隈川通航  
等ノ事業、充分其必成ヲ期シ、鹵莽失敗シテ民ヲ困シメ國ヲ害スル  
ノ慘状アラシムヘカラス、目的ヲ三十年ニ定メ、第二期中創為スル  
所ノ業ハ、満期ニ至リテ全備センコト希望ニ不堪ナリ、此精神タルヤ  
独り地方長次官ニ止マラス、属官ト雖、樞要ノ地ニ立ツ者ニハ篤ク  
貫通セシメ上下戮力至誠運籌センコトヲ欲ス、

一般殖産及華士族授産之儀ニ付伺  
『公文書・明治十一年・第二十九巻・明治十一年三月・内務省何(一)』(国立公文書館蔵)より抜粋  
読点「、」中点「・」を加えた。原文の細字2行の箇所を( )内1行とした。

済世遺言(部分)  
『大久保利通文書』第9(国会図書館蔵)より抜粋 読点「、」を加えた。